平成３０年（フ）第７５８号
大阪府四條畷市南野４丁目１番38号　シャルマン南野206
債務者　髙橋　　清
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０号
北海道余市郡余市町大川町13丁目24番地　コーポ板垣Ｂ棟205、前住所北海道余市郡余市町黒川町９丁目143番地４
債務者　芳賀　貴一
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１５号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番32番地10
債務者　小川てい子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
福島県須賀川市雨田字上南作76番地１
債務者　吉田　　郁（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
新潟市東区下木戸２丁目３番８－1405号
債務者　小泉　圭子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
長野県飯田市鼎中平2297番地１
債務者　井上三和子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第２０号
静岡県富士宮市野中1037番地の９
債務者　櫻井　禮子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３４号
兵庫県伊丹市大鹿５丁目72番地　緑ケ丘マンション北一504号、従前の住所兵庫県伊丹市北河原２丁目７番44号
債務者　土野　美江（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
鳥取県米子市錦町１丁目127番地　コスモス101号、前住所鳥取県米子市新開２丁目11番41号・鳥取県米子市新開６丁目５番２号101号
債務者　杉本優莉香（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第６号
鳥取県米子市皆生新田２丁目６番８号　205号、前住所広島県東広島市黒瀬町乃美尾2571番地
債務者　小佐井　要
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５４７号
岡山市北区御津紙工627番地１
債務者　堀　　俊英
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１号
広島県三原市本郷町船木4294番地
債務者　清水　直子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第１号
山口県長門市日置中6337番地５
債務者　坂本　拓志
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第２６０号
広島県広島市南区小磯町２番60号　マツダ第２小磯寮626、旧住所徳島県徳島市八万町川南80番地の１　アルバカーサ１－103
債務者　加守真一郎
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
徳島県那賀郡那賀町竹ケ谷字加賀26番地
債務者　富田　敏彦
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第３２２号
愛媛県松山市東長戸４丁目６番20号　カーサコトブキ201号
債務者　濱元　貴信
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
高知県幡多郡大月町大字弘見4050番地３
債務者　永路小百合（旧姓田尾）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
高知地方裁判所中村支部